

「ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会」開催要綱（案）

1 背景・目的

我が国は少子高齢化が急速に進展する中、国内市場が今後縮退していくと見込まれるため、グローバル市場の成長を取り込んだICT産業への転換を図っていくことが求められる。日本の優れたICTをグローバル展開するための具体的な施策展開を検討していく観点から、本懇談会を開催する。

2 名称

本懇談会は、「ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

3 検討事項

懇談会は、以下の事項について検討する。

- (1) ICTグローバル展開に向けた国の役割
- (2) グローバル展開可能なICTプロジェクトの案件形成の在り方
- (3) 上記と関連した標準化戦略の推進策
- (4) ICTプロジェクトのファイナンスの在り方
- (5) ICTプロジェクトのグローバル展開の推進体制の在り方
- (6) 個別プロジェクトの進捗管理などプロジェクト推進のPDCAの在り方

4 構成及び運営

- (1) 懇談会は、総務副大臣（情報通信担当）が主催する。
- (2) 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 懇談会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は懇談会構成員の互選により定め、座長代理は、懇談会構成員の中から座長が指名する。
- (5) 懇談会は、座長が運営する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 懇談会は、非公開とする。ただし、議事要旨を作成し座長の了解を得て公開する。
- (8) 懇談会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) 座長は、必要に応じて、懇談会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (10) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (11) その他、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 開催時期

懇談会は、平成23年1月から平成23年6月までを目途として開催する。

6 庶務

懇談会の庶務は、情報通信国際戦略局情報通信政策課及び情報通信国際戦略局通信規格課が、情報通信国際戦略局国際政策課及び情報通信国際戦略局国際協力課の協力を得て行う。